

関係法令等（抜粋）

○ 国民健康保険法

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 （1 略）

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第 4 章の規定による保険給付、第 76 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 3 条 （1・2 略）

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 長久手市国民健康保険条例

(長久手市国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 長久手市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

○ 長久手市国民健康保険条例施行規則

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の規定による。

(組織)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、条例第2条第3号に規定する委員のうちから、全委員がこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表しその議長となり、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代行する。

(定足数)

第5条の2 協議会は、委員定数の半数が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

- 2 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから、議長の指名する委員2人が署名しなければならない。